

## 公害調剤報酬の手引き（薬局用）

### 1 医療費の負担と医療の範囲

被認定者が認定疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎または肺気しゅ）の診療を受ける場合の医療費は、全額を本制度が負担することになりますので、認定疾病（及びその続発症を含む。以下同じ）にかかる医療については、被認定者から医療費は一切徴収する必要はありません。全額豊島区へご請求ください。なお、被認定者であっても**認定疾病以外の疾病の診療を受ける場合は、本制度が適用されません**ので、従来どおりの保険診療となります。

本制度の対象となる医療の範囲は次のとおりです。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護
- ⑥ 移送

**※被認定者の資格及び認定疾病の種類については、公害医療手帳で必ずご確認ください。**

### 2 医療費の請求および支払方法

#### (1) 請求方法

公害調剤報酬請求書に公害調剤報酬明細書を添えて、ご請求ください。  
前項で述べましたように 10割給付です。（全額を豊島区へご請求ください。）

#### (2) 請求先

〒170-0013 東京都豊島区東池袋4丁目42番16号 池袋保健所内  
豊島区 保健福祉部 地域保健課 公害保健グループ  
電話 03 - 3987 - 4220（直通）

#### (3) 提出期限

調剤月の翌月10日まで（土日・祝日の場合は翌開庁日必着）。  
なお、なるべく数カ月分まとめることなく毎月ご請求ください。

#### (4) 医療費の決定

請求された医療費は、「豊島区公害健康被害診療報酬審査会」に諮問し、調剤内容及び算定額について審査を行ったうえで支払額を決定し、通知書を送付します。当該審査会が必要と認めるときは、調剤内容等に関する詳記や資料の添付をお願いする場合がございますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### (5) 明細書作成事務手数料

当区の要綱に基づき、明細書1件につき、275円（消費税相当額含む）の事務手数料を医療費の額に加算して支払います。（請求書の金額には、事務手数料分を含めないでください。）

#### (6) 支払方法

ご指定の銀行口座に振り込みますので、支払金口座振替依頼書（指定用紙）により、銀行・店名、当座又は普通預金の別、口座番号、口座名義人をお届けください。毎月の提出期限までに収受した請求分について、原則、翌月の10日（金融機関休業日の場合は前営業日。ただし3月審査分のみ当月末）にお支払いします。

### 3 医療費の額

調剤報酬の額は、平成4年5月29日環境庁告示第40号「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」に基づいて算定してください。（資料2参照）

### 4 公害調剤報酬請求書

公害調剤報酬請求書は、件数・金額を「請求額」欄に記入の上、ご請求ください。（「決定額」欄には記入しないでください。また、請求額は訂正できません。）

## 5 公害調剤報酬明細書

「環境庁告示第 40 号」に示されているように、調剤報酬には、

- ① 健康保険法の規定による点数に 15 円を乗じて算定するもの（技術料）
- ② 健康保険法の規定による点数に 10 円を乗じて算定するもの（薬剤料）

がありますので、それぞれの点数を算出し、明細書の指示に従い、合計金額を記入してください。

## 6 処方せんについて

医療機関が公害の処方せんを発行する場合には、公害医療に係わるものであることが保険薬局でわかるように欄外に「公害」と表示するとともに、公害医療手帳の記号番号(16 - ○○○○)を記載することになっています。

## 7 請求にあたっての注意

### (1) 認定疾病に係る調剤と他疾病に係る調剤を同時に行った場合の請求について

公害調剤報酬として請求できるのは、認定疾病に係る調剤分のみです。他疾病に係る調剤分については他法（健康保険法等）へご請求ください。また、調剤基本料、薬学管理料等については、主病と判断した方に請求し、二重に請求することのないよう注意してください。なお、その際は、各々の有効成分を有する薬剤の銘柄数により主病を判断することで差支えありません。（銘柄数が同数である場合は、公害調剤報酬として算定してください。）

一包化の際に認定疾病に係る薬剤と他疾病に係る薬剤が含まれる場合は、薬剤の銘柄数により主病を判断した上で、主病に係るものとしてどちらか一方に一包化加算をご請求ください。また、この場合に公害調剤報酬として請求する際には、対象となる薬剤が明らかになるよう、処方せんの写し等を添付してください。

### (2) かかりつけ薬剤師指導料の算定について

算定の際は、同意書の写し（初回のみ）及び薬剤服用歴等の服薬指導内容が明確にわかる詳記を添付してください。

### (3) 各種加算の算定について

当該加算を算定した事由が明確にわかるように摘要欄に記載するか、処方せんの写しや薬剤服用歴等の詳記を添付してください。

## 資料 1

### 指定疾病と続発症の範囲について

◎大気汚染に係わる指定疾病には、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気しゅの4疾病のほか、原疾患の続発症が含まれます。

◎大気の汚染に係わる4指定疾病の続発症の分類

- ①指定疾病の進展過程において当該指定疾病を原疾患として、2次的に起こりうる疾病または状態  
(例) 慢性肺性心  
肺繊維症  
気管支拡張症  
肺炎  
自然気胸
- ②指定疾病の治療または検査に関連した、疾病または状態

以下のような疾病または状態は上記の分類表には加えず、実例集的なものに加えるものとするが、続発症として取り扱われるものである。

ア 指定疾病の進展過程に起こりうる疾病もしくは状態、または指定疾病が誘因となりうる疾病もしくは状態

- (例) ①気管支ぜん息発作が基盤となったと考えられる流産、ヘルニア等  
②慢性肺気しゅや慢性気管支炎に関連した消化性潰瘍

イ 指定疾病の治療または検査に関連した疾病または状態

- (例) ①気管支ぜん息等の治療のために長期間ステロイドホルモンを用いた時に発生または悪化した消化性潰瘍等  
②慢性気管支炎等の治療のために長期間抗生物質を連用したときにおこったビタミン欠乏症、血液疾患、肝障害、腎障害等  
③診断確定のために行ったアレルギーテストや気道過敏テスト等に引き続きおこった重症気管支ぜん息発作またはショック状態等

## 資料 2

### 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法

[平成4年5月29日環境庁告示第40号]

改正 平成6年3月30日環境庁告示第33号      改正 平成9年3月28日環境庁告示第16号  
    〃 平成6年9月28日環境庁告示第65号      〃 平成10年3月31日環境庁告示第11号  
    〃 平成8年7月15日環境庁告示第36号

- 1 (略)
- 2 公害医療機関(薬局に限る)に係わる診療報酬の額は、健康保険法の規程による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月厚生省告示第54号。以下「健康保険の算定方法」という)別表第3調剤報酬点数表の例により算定した点数に1点あたり15円を乗ずることにより算定するものとする。ただし、使用薬剤の購入価格は、健康保険の算定方法の規程のより別に厚生大臣が定める購入価格により算定した点数に1点当たり10円を乗ずることにより算定するものとする。
- 3 (略)
- 4 前3号の規定により、公害医療機関が毎月分につき都道府県又は公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の政令で定める市ごとに請求すべき診療報酬の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

## 公害医療機関の診療報酬の請求について

平成 9年3月31日環保企第166号  
企画調整局環境保健部保健業務室長通知  
改正 平成 9年4月14日環保企第281号  
平成10年3月31日環保企第110号  
平成12年4月28日環保企第250号  
平成14年4月26日環保企第507号  
平成18年4月28日環保企第060428003号  
平成20年4月30日環保企第080423005号

### I (略)

### II 公害調剤報酬請求書及び公害調剤報酬明細書に関する事項

薬局たる公害医療機関の診療報酬の請求については、公害調剤報酬請求書に公害調剤報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害調剤報酬請求書（様式第三号）については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「平成 年 月分」欄について  
調剤の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について  
公害調剤報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について  
公害調剤報酬明細書の「合計」欄の「⑩」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について  
公害調剤報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「薬局コード」欄について  
厚生労働省記載要領通知別添2第4によりそれぞれの薬局について定められた薬局コード7桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について  
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について  
薬局開設者の氏名又は名称を記載すること。  
※ 当区の会計審査担当より請求者は個人とするよう指示がありました。  
つきましては、代表者様の個人名を記載してください。  
(「支払金口座振替依頼書」の振込依頼者と同一の代表者様としてください。)
- (8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について  
自治体名を次の例にならい記載すること。  
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿  
※ 当区に請求される場合は「豊島区長」と記載してください。

第2 公害調剤報酬明細書（様式第四号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について  
調剤の行われた年月を記載すること。
- (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について  
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3) 「氏名」欄について  
ア 処方せんに記載された患者の氏名を記載すること。  
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。  
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。

- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について  
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「病院又は診療所の所在地及び名称」欄について  
処方せんを発行した医師が医療に従事する病院又は診療所の所在地及び名称を処方せんに基づいて記載すること。
- (6) 「処方せんを交付した医師の氏名」欄について  
処方せんを交付した医師の氏名を記載すること。
- (7) 「処方せん受付回数」欄について  
調剤基本料算定に係る処方せん受付回数を記載すること。
- (8) 「処方」欄について  
所定単位（内服薬にあつては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、注射薬及び外用薬にあつては1調剤分）ごとに、調剤した医薬品名、用量（処方せんにおいて1日用量による記載でないものにあつては1回用量及び1調剤分の投薬全量）、剤型及び用法を記載し、次の行との間を線で区切ること。
- (9) 「調剤報酬点数」欄について  
「加算料」欄には調剤料に対応する加算を記載すること。したがって、調剤基本料に対応する加算点数は本欄には記載しないこと。
- (10) 「小計」欄について  
ア 「④」欄には、調剤料の点数の合計を記載すること。  
イ 「⑤」欄には、薬剤料の点数の合計を記載すること。  
ウ 「⑥」欄には、調剤料に対応する加算料の点数の合計を記載すること。
- (11) 「① 調剤基本料」欄について  
調剤基本料に処方せん受付回数を乗じた点数を記載すること。
- (12) 「②時間外等加算」欄について  
調剤基本料に係る時間外加算、休日加算、深夜加算又は時間外加算の特例について、上欄に記号を、下欄に加算点数を記載すること。
- (13) 「③薬学管理料」欄について  
薬学管理料及び薬学管理料に対応する加算について、上欄に記号と回数を、下欄に合計点数を記載すること。
- (14) 「合計」欄について  
「⑦」欄には、薬剤料以外の点数の合計を記載し、「⑧」欄にはその合計点数に15を乗じて得られる額を記載すること。  
「⑨」欄には、「⑤」欄の点数（薬剤料の点数の合計）に10を乗じて得た額を記載すること。  
「⑩」欄には、「⑧」欄と「⑨」欄の合計を記載すること。
- (15) その他  
前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のIVの第2の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。